

議案第六十六号

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部  
改正について

次のとおり特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することに  
ついて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の  
議決を求める。

昭和五十二年六月二十日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾貳年六月貳拾日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

写

三朝町条例第 号

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を  
改正する条例

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第五号）の  
一部を次のように改正する。

- 第一条第四号の次に次の一号を加える。
- 五 固定資産評価員

別表第一中

公営企業管理者	二七〇〇〇〇円
---------	---------

公営企業管理者	二七〇〇〇〇円
固定資産評価員	二七〇〇〇〇円

に改める。

を

別表第二中

区	町	助	収	公
分	長	役	入	管
			役	企
				業
				管
				理
				者

を

区	町	助	収	公
分	長	役	入	管
			役	企
				業
				管
				理
				者
				固
				定
				資
				産
				評
				価
				員

に改める。

附則

この条例は、昭和五十二年七月一日から施行する。